



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

4月からの法改正等

今回のあおぞらレターは、4月から改正・施行される法改正等をご案内いたします。



●高年齢者雇用安定法

- ・定年後の再雇用において、原則、希望者全員、65歳まで雇用することが義務化
…労使協定で、継続雇用制度の対象となる高年齢者を限定することは、原則不可に（※H.37.3/31までの経過措置あり）
- ・継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
…継続雇用先をグループ会社等に拡大等
- ・義務違反の企業に対する企業名公表 等

※参考 URL

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html

●労働契約法

- ・有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、期間の定めのない労働契約への申込みが可能に（※開始日が平成25年4月1日以後の契約から5年のカウント開始）
- ・期間の定めがあることだけで、不合理に労働条件を相違させることが禁止に

※参考 URL

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/



●労働基準法

- ・労働条件の書面の交付による明示事項の改正
…契約社員等、期間の定めのある労働者に対して、必ず書面で明示しなければならない労働条件に「更新する場合の基準に関する事項」が追加

※参考 URL

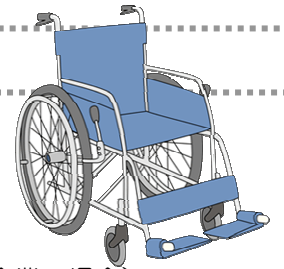
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/meiji/

●障害者雇用促進法

- ・障害者の法定雇用率、雇用義務が課せられる事業主の範囲が引き上げに

	変更前	変更後
障害者の法定雇用率	1.8%	2.0%
雇用義務がある企業の従業員数	56人以上	50人以上

（※民間企業の場合）



★障害者雇用納付金（対象は原則、201人以上の企業）についても、新しい法定雇用率が適用になります

※参考 URL http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0051/5128/27_koyourithu250401.pdf

●厚生年金、国民年金

- ・国民年金の保険料引き上げ
14,980円 ⇒ 15,040円に
- ・特別支給の老齢厚生年金、報酬比例部分の受給開始年齢が引き上げ
⇒ 平成25年4月1日～61歳支給開始に
- ・国民年金、厚生年金ともに年金額据え置き（※但し、平成25年10月～引き下げ予定）

●4月からの保険料率等

＜健康保険料率＞

- ・協会けんぽの保険料率は据え置き（東京都の場合：99.7/1000）
※健康保険組合の場合は、各組合にお尋ねください

＜雇用保険料率＞

- ・平成25年度の雇用保険料率は据え置き（一般の事業の場合：13.5/1000）

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277